

【信用金庫代理業にかかる掲示】

信用金庫法施行規則別紙様式第17号で定める標識

信金中央金庫代理店

信用金庫代理業者許可票

信用金庫代理業

◎当庫は、信用金庫法第85条の2の2の規定に基づく信用金庫代理業者です。

信用金庫代理業者 日新信用金庫

所属信用金庫 信金中央金庫

※信用金庫代理業の業務取扱時間、休日については、各店舗の窓口受付時間、休日と同様です。